

## 地方独立行政法人宮城県立病院機構の監事となるべき者の選任理由

地方独立行政法人宮城県立病院機構（以下、「機構」という。）は、宮城県の医療政策として求められる高度・専門医療を提供するとともに、医療に関する調査及び研究を行い、県内における医療水準の向上を図り、もって県民の健康確保及び増進を行う法人である。

当該機構にあつて、監事のポストには、地方独立行政法人法等の関係法令に基づき、法令遵守状況、経理や契約の適正性、業務内容の適正性など、機構の業務全般の監査を行い、監査の結果に基づき、必要に応じ、理事長又は設立団体の長に意見を提出することなどが求められている。このため、機構の監事は、このような監査業務を的確かつ厳格に遂行できる十分な能力を有していることが求められる。

佐藤廣嗣氏は、宮城県職員として、医療行政に携わった経験から、医療行政に関する幅広い専門知識を有している。

また、同氏は、宮城県開発株式会社の代表取締役を務めた経験を有しており、組織のガバナンスについての経験・見識を有しているとともに、他の地方独立行政法人で副理事長を務めた経験もあり、地方独立行政法人の業務体制や内部規律等にも明るい。これらの経験を生かして、平成29年4月より機構の監事として、機構の目的に鑑みた監査業務を着実に遂行している。

このように、同氏は中立性・公平性のもとに業務を遂行できる高い倫理観を有していることから、機構の監事として最適の人物であると考え、引き続き、監事として任命したものである。

## 地方独立行政法人宮城県立病院機構の監事となるべき者の選任理由

地方独立行政法人宮城県立病院機構（以下、「機構」という。）は、宮城県の医療政策として求められる高度・専門医療を提供するとともに、医療に関する調査及び研究を行い、県内における医療水準の向上を図り、もって県民の健康確保及び増進を行う法人である。

当該機構にあつて、監事のポストには、地方独立行政法人法等の関係法令に基づき、法令遵守状況、経理や契約の適正性、業務内容の適正性など、機構の業務全般の監査を行い、監査の結果に基づき、必要に応じ、理事長又は設立団体の長に意見を提出することなどが求められている。このため、機構の監事は、このような監査業務を的確かつ厳格に遂行できる十分な能力を有していることが求められる。

小山かほる氏は、公認会計士としての専門知識を有し、監査法人トーマツ等に勤務した経験から、監査に必要な知識・知見を培っており、監査について精通している。

これらの経験を生かして、平成23年4月より機構の監事として、機構の目的に鑑みた監査業務を着実に遂行している。

また、同氏は、地方独立行政法人宮城県立こども病院評価委員会の委員も務めており、公会計制度のみならず、地方独立行政法人の制度や運営全般についても十分な知見を有している。

さらに同氏は、中立性・公平性のもとに業務を遂行できる高い倫理観を有していることから、機構の監事として最適の人物であると考え、引き続き、監事として任命したものである。